

2019年9月10日前回に続き八尾春雄議員が1番目の一般質問に立って6項目の質問を行った。

箸尾準工業地帯の開発計画では、町が議会審議に必要な税金滞納状況を明らかにしないため、A地区で57%の面積を所有する企業の登記簿を法務局で入手し追及したのをはじめ、中央公民館の建て替え要望団体の取り組みも踏まえて、中央公民館を廃止する計画から存続させる方針を引き出した。

それでは、八尾春雄議員の発言を許します。

13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) それでは、一般質問を行いたいと思います。前回に続いて何と2回続けて1番目ということで緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

7月21日に参議院選挙が行われまして、自民・公明・維新という日本国憲法改定に熱心な党の議席が3分の2を割り込むという、こういうことになりました。6年前の選挙と比較して、1人区で当時は2名だったんですが、当選が。今回10名ということで、市民と野党の共闘が進んだものでございます。共産党も役割を果たしたいと思います。その後、埼玉県知事選や、日曜日行われました岩手知事選においても市民と野党の共闘の力が発揮されたということで、これも追い風にして憲法改悪はやめると、この戦いを引き続きやっていきたい。この決意を述べまして、質問をしまいたします。

1番目でございます。ドライブレコーダー設置に町の補助はできないか。

あおり運転対策としてドライブレコーダー設置が話題になっており、この際、設置しようと検討しているドライバーも多いとのことである。

- ①設置費用の一部を町が補助することはできないか。
- ②違法・危険走行にならないようにドライバー自身への抑制効果も期待できる。

大きな**2番目**でございます。

選挙管理委員会(以下選管と略す)に対して改善を求める。

今回の参議院選挙結果は憲法改定を求めるという勢力のことは先ほど申しましたからこの点は省いておきます。

①「山本太郎」票が150票として開票立会人に回ってきたが、151票の誤りであった。発見したのは私でございます。原因は何か。再発防止策はどうなったのか。毎回誤りがあるようでは、信頼性に欠ける。さらに1票が合わないために「持ち帰り」と処理したが、投票立会人は不正投票防止の任務についてどのような認識か。

②開票立会人の性格について、選管が発行した文書に「開票立会人は、候補者等の届け出にかかるということから、候補者等の利益代表と考えられがちですが選挙人全体の代表として職務に専念するとともに開票事務の公正確保と速やかな進行に努めなければならないこととなっております」とあるが、公職選挙法にはこのような規定は

ありません。次回から法律に定めた文言に改めるよう求める。

大きな**3番目**でございます。

中央公民館の建てかえについて。

広陵町中央公民館是正工事に関する懇談会と広陵町中央公民館の建てかえを要望する会の連名で、8月14日町長宛てに公開質問状が提出され、町長から8月21日に回答が出ている。苦労のあとが見える回答となっている。

①事の発端は住民合意もないのに、町長が「広陵町公共施設等総合管理計画」を作成し、総務省に届けたということではないか。町民との合意よりも、政府の求めに唯々諾々と従ったことをまず反省して出直すように求める。

②回答では、他施設との複合化により公民館機能は存続させるとしている。そうであれば、2033年に合わせて用途を廃止するとの計画は撤回せよ。令和2年度に条例制定により公民館あり方検討会(仮称)を位置づけるとのことだが、あり方を研究しても建てかえをするかどうかの結論とは別問題ではないか。

大きな**4番目**でございます。

箸尾準工業地帯の開発について。

議会基本条例8条3の規定に基づき、該当の土地所有者に関し、去る7月2日、議長を経由して税金滞納の存否を質問したが、8月1日回答では、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、町はこれを拒否した。事業の公益性、倫理性を明らかにする上で不可欠な情報は明らかにしてほしい。

①再度問う。税金滞納はあるのか。人数と種類と金額を提示せよ。

②当方の調査によりA地区5万6,485平米のうち、(株)H社及び同社取締役個人所有の土地合計が3万2,543平米であり、57.6%を占めぬきんでている。同社とどのような協議をしたか。

③企業が希望せず、あるいは一旦来ても早々に撤退するなどして、売却不能のいわゆる塩漬けの土地が発生した場合の財政のシミュレーションは作成したか。

④企業誘致に成功した場合であっても、売上金が他県の本社に配付されたり、雇用が広陵町内で進まなかった場合には、地域に資金が回らないことが町主催の会議でも指摘されている。まちのにぎわいを復活などと言うが、何をもってまちのにぎわいが確保される見通しなのか。

⑤税収が毎年8,400万円期待できるとしているが、各企業がどれだけ設備投資するのか、どれほどの利益を上げるのか、エントリー表を10月末までに提出せよという段階であるのに、根拠が示せるのか。

大きな**5番目**でございます。

広陵元気号の本年10月以降の運行について。

住民ワークショップでの意見をまとめた案について、広陵町地域公共交通活性化協議会において審議され、今般運行ルートとダイヤが確定した。

①原案と比較して大きく変更されていないように見受けたが変更点はあるのか。

②北小エリアから真美ヶ丘地区に乗りかえなしでルートをつくること。東小エリアから横移動で真美ヶ丘地区に乗りかえなしにルートをつくること、コープ南郷構内に入ることなど改善が見られる一方、古寺町営住宅には横づけせず、150メートル離れたところに停留所を設けており不親切だ。半年程度経過後、住民意見を確認して解決に当たってほしい。

大きな6番目ございます。

子どもの貧困対策について。

子どもの貧困対策要綱が見直され、子どもの貧困状況が改善されたかどうかをはかる指標は、現行の25項目から10項目が削除され、新たに25項目を追加して、37項目となったとのことである。これは内閣府の有識者会議によるところでございます。

①町は見直し内容を把握しているのか。通達等はあったか。例えば過去1年に食料困窮経験や衣服が買えない経験のあるひとり親世帯率を出せというふうに言っております。

②該当項目ごとに広陵町の子供の実態を明らかにすることは、福祉政策を立案する上でも、学校教育を進める上でも重要である。今後いつまでに調査の実態を取りまとめ、明らかにするのか、答弁をよろしく願いいたします。

○議長(奥本隆一君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長(山村吉由君) 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目、ドライブレコーダー設置に町の補助はできないのかについてでございます。

ドライブレコーダー設置費用の一部を町が補助することはできないかとの御質問であります。一般車へのドライブレコーダー設置費用に対する補助制度を実施されている市町村は、奈良県内では五條市、県外では神奈川県湯河原町、群馬県大泉町、静岡県藤枝市等が実施されています。町内の自動車販売店に聞き取り調査したところ、新車購入者の約7割がドライブレコーダーを装着した車を購入しており、購入者みずからが身を守るための装置としてドライブレコーダーの必要性を認識し、積極的にドライブレコーダーを車両に装着している実態が伺われます。また、ドライブレコーダーの価格も安価なものでは6,000円前後からカー用品店等で販売されており、今後もますますドライバーみずからドライブレコーダーを車両に装着していくものと考えられます。そのため、本町といたしましては、自分の身を守るためドライブレコーダーを車両に装着する啓発活動等を強化してまいりたいと考えておりますが、本町での補助につきましては、今のところ考えておりません。

2番目の選挙管理委員会に対し、改善を求めるという御質問でございます。

先日の参議院議員通常選挙では、開票立会人として深夜まで従事いただき、御礼

申し上げます。選挙の管理執行は、選挙管理委員会の権限でありますので、御質問いただいたことを選挙管理委員会に確認した結果としてお答え申し上げます。

今回の150票として開票立会人に回ってきた票が、正しくは151票であり、八尾議員に御指摘いただいたことは、担当者からも報告を受けております。原因としまして、計数機で一度数えた150票の候補者に関し、疑問票として処理をしていた当該候補者の有効投票が1票追加となった票を数字を訂正しないまま束に入れ込んだ可能性があります。

また、当該候補者の票は、決定箋に計数機係の押印がなかったにもかかわらず、パソコンで集計していたことも今回の誤りの要因と考えられます。開票事務に関しては、正確性と迅速性を期すため、事前に研修をするなどしておりますが、引き続き事前の研修の実施やチェック体制を強化し、改善を図るよう私からも指示をいたしました。また、投票立会人は、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票手続の全般に立ち会っていただいております、投票管理者のもとで監視いただいていると認識しております。

二つ目の御質問の開票立会人の方へ配付している文書についてですが、公職選挙法第62条の逐条解説では「開票立会人は、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することをその任務とする」とされております。投票立会人とは違い、候補者の利益代表であると同時に公益代表でもありますので、次回の選挙から文言を見直す予定であると伺っております。

3番目、中央公民館の建てかえに関する御質問でございます。

まず一つ目で質問をいただいていることについて、この広陵町公共施設等総合管理計画は、2060年の人口動向を前提に、広陵町の公共施設を含むインフラ全般について持続可能な案を策定することが目的でした。この計画は、広陵町の公共施設を含むインフラの維持管理・更新についての方向性を示すことであり、現状の公共施設の維持管理・整備について、財政的に対応できるものかどうか、そして施設のあり方を検討し、策定したもので、意義あるものと考えており、今後の個別計画策定の指針となるものであります。

次に、二つ目の御質問についてですが、広陵町公共施設等総合管理計画において広陵中央公民館は次の記述となっております。

施設の建てかえ時期(2033年)に合わせて用途廃止し、他施設との複合化について検討します。

当面は、施設の建設時期を踏まえ、適切な時期に改修工事等を実施することにより施設の適正な維持・管理を図ります。

用途廃止までの対策としては、ホールを含む各部屋の照明のLED化、扉の取りかえ工事における防音効果の向上などによる利用者の利便性向上、電気代のコスト削減を行っていきます。

この意味するところは、公民館を廃止するという意図ではなく、今の建物は用途廃止となり撤去することになりますが、その後は他施設との複合化を前提に建てかえるという意味であります。表現に誤解を招いていることはまことに遺憾であります。私といたしましても、公民館をなくすという考えはありませんので、当然、しかるべき時期に建てかえるということになります。

8月15日に広陵中央公民館是正工事に関する懇談会と広陵中央公民館の建てかえを要望する会から公開質問状をいただき、その回答をしたところですが、8月21日付の回答書でそれを明確化させ、建てかえることを明言しております。ただし、その時期については、その場所や規模など住民の方々の合意形成も必要となることから、おおむね5年をめどに基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建てかえを目指すこととして回答いたしました。

なお、令和2年に条例制定により検討会を立ち上げることとしていますが、名称は回答書では「広陵中央公民館あり方検討会(仮称)」としましたが、「広陵中央公民館建て替え検討会(仮称)」でもよいと考えております。

4番目の箸尾準工業地帯の開発についての御質問でございます。

まず、議会基本条例の規定により、議長を通じて御質問いただいた件についてお答え申し上げます。

議会議員からの質問や資料請求に関しては、可能な限り応えるべきものと考えており、その旨指示をしておりますが、今回のような特定の地域の住民に関しての税金滞納存否は、個人をある程度特定してしまい、当該個人の権利利益を害するおそれがあると判断いたしましたので、情報公開・個人情報保護審査会会長にも御相談申し上げた上で、回答をいたしかねるとの回答をいたしました。

なお、公益性・倫理性については、これまでも事業の概要にて御説明申し上げており、事業地土地所有者の税金の納付状況を明かすことをもって、つまびらかになるとは考えられません。

二つ目の御質問は、A地区に土地を所有する議員御質問の企業との協議状況についてですが、当該企業は、操業を停止した工場用地に、地域にふさわしい優良な企業を誘致すべく、県の企業立地推進課などから紹介を受け誘致活動をされていましたが、当地域の課題である道路などのインフラの未整備も要因となり進まない状況にありました。町としては、平成24年度に地権者の方々からの要望もあり、箸尾準工業地域の土地活用計画を再スタートしましたが、当該企業の社長は、地権者代表として、道路整備計画や地区計画など事業化に向けた検討・調整を行う検討委員会のメンバーに入られています。

また、今回、町が公共インフラ施設の整備だけでなく、用地買収と土地造成も含めた企業誘致事業を進めるに当たりましては、当該企業の旧工場用地を事業区域に編入する条件について協議しており、当該企業がみずから建築物等の解体除却を行い更

地とすることとしております。

三つ目の御質問は、分譲地の売れ残りが生じた場合の財政シミュレーションについてです。工場用地の造成事業は、土地開発公社が事業主体となり、金融機関などから資金調達して進める事業ですので、より低金利な融資を受け、経費節減に努める所存です。

また、御指摘のような売れ残りが生じると、返済がおくれ利子負担がふえますので、確実に売却できるよう企業誘致を進めているところです。

これまで、企業アンケートや会社訪問を行うなどの誘致活動を進めており、一定の成果が得られたと考えております。

8月20日からは、エントリー企業の一次募集を開始しており、募集開始に合わせて企業訪問を行うとともに、企業から工場用地の仲介依頼を受けている建設会社や金融機関にも協力の依頼をしております。既に、金融機関から1社のエントリーについて相談を受けております。

四つ目と五つ目の御質問は、誘致企業による経済波及効果に関連した質問ですので、まとめて答弁いたします。

まず、経済波及効果についてですが、事業計画書では、造成区画のⅡ案により進出意向を持つ企業の内から10社が進出した場合を想定して、企業進出時の工場建築や生産設備への初期投資によるものと、工場稼働後の年間出荷額によるものの二つに分けて経済波及効果を試算しております。平成23年奈良県産業連関表・経済波及効果分析ツールを用いて算定した奈良県内への経済波及効果に、平成27年市町村民経済計算をもとに算定した広陵町のシェア率を掛けることで、広陵町への経済波及効果を推計しております。工場建築や生産設備への初期投資の推計額は、広陵町の新規立地企業の実績から敷地面積に対して60%の床面積の建物が建築されると算定し、平成29年の建築着工統計調査から床面積1平方メートル当たりの工場建築費を13から14万円と設定すると、約44億円と見込めます。生産設備など償却資産への投資推計額は、固定資本マトリックスから算出した工場建築費に対する設備投資の率を使用しており、建築費の約3倍の136億円と見込んでおります。合計約180億円の投資による広陵町への経済波及効果は、生産誘発額で23億円、粗付加価値誘発額で10億円、雇用者所得誘発額で7億円となります。年間出荷額は、平成28年奈良県経済センサス製造業統計表から算定した業種ごとの工場敷地面積当たりの出荷額を用いて推計しており、10社の合計で約137億円となります。広陵町への経済波及効果は、生産誘発額で3億8,000万円、粗付加価値誘発額で1億3,000万円、雇用者所得誘発額で7,000万円となります。

このほかにぎわいの観点からは、工場で働く従業員数が300人から500人と推計され、関連企業の町内への転入も期待できるなど、昼間人口の増加により、サービスを提供する店舗や宿舎などの進出も期待できることから、周辺地域のにぎわいの復活に

つながると考えております。

次に、事業計画書で年間8,400万円と見込んでいる税収の増加額についてですが、経済波及効果算定において用いた推計値をもとに算定しております。固定資産税については、土地に関しては、公共施設整備による土地評価額の上昇により約1,000万円の増加を、家屋と償却資産に関しては、先ほど説明しました企業の初期投資額の44億円と136億円に対して、50%程度の減価償却を考慮して算出しており、家屋については約2,600万円、償却資産については3,200万円の増加を見込んでおります。法人住民税については、広陵町の新規立地企業の実績を参考として約1,600万円を見込んでおります。

5番目の広陵元気号の本年10月以降の運行についてでございます。

八尾議員におかれましては、今回、広陵元気号再編ルート検討の住民ワークショップに御参加いただき、貴重な御意見を頂戴いたしましたことについて、御礼申し上げます。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、運行ルートにつきましては、ワークショップで検討いただいた再編ルート案からの大きな変更点はございません。新しい3つのルートにおきましても、乗り継ぎの拠点となる役場、さわやかホール及び中央公民館を結ぶ運行がスムーズに行えるよう、バスの転回場所の確保や、運行時間等の調整を行っております。なお、新設または移設するバス停名につきましては、広陵町地域公共交通活性化協議会において、最終決定をいただきました。

次に、古寺町営住宅へのバス停留所設置の件につきましては、町営住宅に横づけしようとした場合、想定されるルートとなる東側の葛城川沿いの町道は通行規制がかかっていること、また、町営住宅の駐車場にも接することになり、車の出入りなど、安全管理上の問題があると考えます。公共交通として運行する以上、法令遵守のもと、乗客の皆様の安全と周辺交通の安全を最優先に考慮したルート設定を行う必要があると考えております。公共交通の本来の目的からいたしますと、利用者お一人お一人の声をお聞きし、ニーズに合った運行に努めることが責務であるかと考えますが、費用対効果の中で最大公約数的に判断したものでありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

今後も、利便性の向上及び利用者ニーズに対応した公共交通となるよう努めてまいります。

6つ目の子供の貧困対策についてのお尋ねでございます。

「子供の貧困対策に関する大綱」については、平成26年8月29日に閣議決定され、本町におきましても、福祉事務所や教育委員会等関係機関と連携しながら、子供の貧困対策に取り組んでまいりました。

一例を申し上げますと、社会福祉士の資格を持つ学校生活アドバイザーを教育委

員会に配置し、各学校に出向いて児童、生徒の様子や家庭環境等の相談に対応しており、学校諸費等の滞納について対応している事例もございます。

今回御質問の子供の貧困状況が改善されたかどうかをはかる指標の見直し検討がなされていることについては、7月30日に、今後の子供の貧困対策のあり方について、有識者会議としての提言の案が示されたとの情報提供があり、内容については確認させていただいております。

二つ目の質問の「今後いつまでに調査の実態を取りまとめ明らかにするのか」については、議員も御存じのとおり、国における指標案は、全国的に実施された調査等に基づき導き出されたものであり、本町において、実態を明らかにすることは困難ではありますが、国の算出方法等を分析し、広陵町の実態把握に努めたいと考えます。その中において、多岐にわたる全ての指標を網羅することは難しいことから、本町の特性を見出し、政策立案につなげてまいります。

本町においては、子ども・子育て相談センター(子育て世代包括支援センター)を昨年設立し、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援の充実を図っております。今後も、福祉部、教育委員会だけではなく、社会福祉協議会、NPO法人等関係機関とも連携をとりながら、子供の貧困対策を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員!

○13番(八尾春雄君) 答弁ありがとうございました。それでは、自席にて2回目の質問を行います。

ドライレコーダーは、意義のあることはわかるんだけど、啓発に努めるということ補助はしないと、こういう答弁でございました。私は金額は少なくとも、500円とか、1,000円ぐらいでもいいから、こういうのはやっぱり町も推進をしているんだなということがわかるようにしていただけたらいいと思うんですけども、今回質問がちょっと多かつたものですから、この後、笹井議員が同じテーマで質問をされますから、追及は笹井議員に譲ります。仕舞いよろしくお願いをいたします。ぜひ成果を上げていただけますように。

二つ目にいきます。

選挙管理委員会に対する改善の点でございます。投票の立会人に対して不正がないように対応をしていただいているというふうに書いてあるんですけども、ほんまでっか。そんなこと言うたことあるんですかね。僕はよくわかりませんね。たかが1票と言われますが、数が1票合わなかったわけです。受付をした数と出てきた票が1枚足らなかったんです。これを悪さをして、誰かのところに持って行って、誰かの名前を書いて、これ投票してきと行ってぐるぐる回したら、これは典型的な不正投票になるわけですよ。だからそういうどこまでリアルに言うかわかりませんが、投票立会人というのは、朝から晩まであそこに詰めてるというだけじゃなくて、仕草も含めて適正にきちんとやられ

ているということをやっぴりもう1回やらないと、前回もそうだったし、今回もそうだったわけですからやっぴりきちんとやっていただきたいと思います。その点やっていただけますか。

○議長(奥本隆一君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 失礼いたします。

投票立会人ですけれども、当日の投票立会人もいらっしゃいますし、今現状では、4人に1人は期日前投票を有権者はされますので、期日前投票所も含めまして、いろんな投票立会人の方については、文章で投票立会人とはこういう仕事だ、こういう任務があるということは通知はしてあるんですけれども、またそのあたりは投票立会人に役割というのをどう伝えていくかというのは、選挙管理委員会のほうでも検討していただきたいというふうに考えております。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) じゃあ、ぜひお願いしたいと思います。

開票立会人の性格について指摘をしたら見直しをしますということで、答弁がありました。あの開票投票以降にこの点について総務課の課長さんが私のところにおいでになりまして、あの文章の根拠はこれですというので、公職選挙法の逐条解説というのを、これをもらったんです。そうしたらここにはちゃんと、それぞれの候補者は、これちょっと読みますけれども、「開票立会人は候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から仕事をしなさい」と、こういうふうにちゃんと書いてあるわけです。自民党は堀川議員が、公明党は山村議員が、共産党は八尾が代表したんです。開票の実務は、開票の責任者は委員長であるから、その場合に意見を聞きなさいと、こういうふうになってるんですね。不明票の場合にね。私ら3人は、意見の行き違いは最初はありましたけれども、てきぱきとやらなあかんと、職員は疲労こんぱいしているぞというのがわかりましたので、そのことで開票立会人の実務のところ、妨げになるような遅延行為というのは一切ないということでございます。今回1票が出てきたもんですから、20分ほどようけかかりましたけれども、ああいうこともやっぴり職員の健康上の問題も含めまして、対応していただくということで、きっちりやっていただかないと困るわけでございます。文章を直していただくということだから、直接ちょっと失礼な言い方だったかもしれませんが、植村量平選管委員長にこの文章はどこから引っ張るんですかともろに聞きましたけれども、委員長は特に認識がなくて、これは実務上は総務部でやっておられることだと思いますから、そこらあたり選挙管理委員のメンバーに対しても教育と言ったら立場が逆になりますから、情報を提供していただいて、選管業務が大変大事だということを認識していただきたいと思います。選挙が終わったらあちこちで数が違ってますから、もう1回数え直しますよとか、富士宮では、私この人に入れたのに、0票になっているのはおかしいというので、それでもう1回あけてくださいと。ところがあれ、封をしてしまったらもう1回あけるなんていうことはとんでもない話だから、だからそういう意味でいうと、各

党の代表が出てきて、これでいこうやと、それで記録をつかって印鑑をついて、封をしたら、それで終わり、こういうことになっているわけだから、そこらあたり通常の事務と違いますから、だからそういう点もやっぱりきちんと認識して、今の段階でやっぱり防がないといけないと思いますので、その点で選挙書記ですか、法律上の要望は。選挙書記の責任者としての部長の決意だけ聞いておきます。

○議長(奥本隆一君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 失礼します。

選挙管理委員会の書記の話ですけれども、私、今書記ではございませんで、選挙管理委員会事務局につきましては、総務課長が事務局長となりまして、係員が書記としておるといふような運びになります。ただ、私、選挙のたびに書記辞令というのを私も受けますので、選挙のときは書記の一員であるというふうに認識をしながら仕事のほうをしております。誤りというのはあってはならないということになりますけれども、常に改善という意識を持ちながらするようにはしてまいっております。一つ例をとりますと、開票の際の点検ですけれども、これまで1人の目を見て、次の方に送っておった。それを今現在は、2人ペアになって、2人で確認しながらやっておる。そのことについて混同する票の可能性は大幅に減ったのではないかというふうに感じております。常に改善という意識を持ちながら、誤りのない選挙というふうにしていきたいと考えておりますので、今後ともまた御協力のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) ぜひその決意を現実のものにしていただきたいと思います。3番目にいきます。

中央公民館の建てかえですね。答弁書でいろいろと言いわけのような文章を町長は書かれたようですけれども、これですね、公共施設等総合管理計画、この中に中央公民館のことが書いてあるわけです。今回の町長の答弁であれば、こういうふうに文章を直してもらわんといかんですね。公共施設等総合管理計画の今の文章は、施設の建てかえ時期、2033年に合わせて用途廃止し、他施設との複合化について検討しますと。だから用途を廃止することだけははっきりしていて、複合化については検討しますと先送りになっていて、どないするかははっきりせんのですよ。もしこれ今回の答弁になるんやったらこういうふうにしてもらわんとあかんすな。中央公民館は、耐用年数が満了となる2033年に解体撤去しますが、その用途は他の複合施設との中で継続をしますと、こういうふうに書いていただかなくてはいけないと思いますが、どうですか。

○議長(奥本隆一君) 中村まちづくり政策監！

○まちづくり政策監(中村賢一君) この当時の表現としては、こういう方向で言ったということでございます。ただしその表現に不足があったということで、今は正確な表現をしたということですので、今それを修正するというふうにはないというふうに考えており

ます。したがって、現在の解釈はもうちょっと丁寧な説明をしたら実はあの表現はこういうことでしたということですから、その方向性は変わっておりません。その当時はその表現ですので、今はもうちょっと説明を詳しくしたらこういうことですよということですので、この議会答弁が非常に価値のあるものだというふうに解釈をしていただければと思います。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 私の提案が飲んでいただけたのかどうかわかりませんが、実態としてそういう中身で確認をしているということで理解をしておきたいと思います。

その上で申しますけれども、あり方懇を条例制定をやりまして、立ち上げまして議論するんやと、こういうことなんですけれども、建てかえ問題とあり方懇では全然話が違うではないかということで、建て替え検討会(仮称)でもよいと考えておりますと、こうなっているわけです、この答弁では。しかし、話をしているこの建てかえ検討会の構成メンバーにもよりますが、建てかえを早目にせなあかんねという人ばかり集まるわけでもない。そういう集め方はまたおかしいことだし、それから2033年まで改修に継ぐ改修でやっていこうという人ばかりだったら今度は遠のくということになりますから、条例で制定してこのような検討会をつくったとしても、根本的解決にならないんじゃないかと。実は言いたいのは何かというと、町長自身がこれは2033年を待つことなく、早目に建てかえをせならんなど。その前提はどうかということを示して、研究せよということで指令を出してもらわんといかんのですけれどもされますか。

○議長(奥本隆一君) 中村まちづくり政策監！

○まちづくり政策監(中村賢一君) 今回の答弁でこういう方向性を出したのは、町長の答弁をしていますので、その方向性を町長の指示として出したというふうに考えていただいたら結構でございます。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) じゃあ、答弁どおり承っておきますので、よろしく願いをしたいと思います。

それで議会のほうはせんだって王寺町に規模はそんなに大きくなけれども、いろいろな機能を備えた頑丈な、小さなコンパクトな施設をつくったので、それはぜひ見にいこうやないかと、こういうことで見にいきました。参考になりましたので、町長も参考にされるとは思いますけれども、それをよく研究していただいて、それから私が言うべきことではないかもしれませんが金がちゃんと追いつくかどうかというのは、私ら議員にはわかりませんから、そこあたりはやっぱりよく精査していただいて、研究していただくことが前提であろうかと思っております。そのことを指摘をして、4番目にいきます。

箸尾準工業地帯の開発についてでございます。

いろいろ支障があるので個人情報を出せませんよと、こういうふうに答弁がありました。私が倫理性云々というふうに言っているのはどういう意味かといいますと、事務報告書、

お持ちの方は広げていただいたら結構ですけれども、111ページに賦課年度別滞納状況と言うのが書いてあります。その中に町税の一つである固定資産税が5,067万円の滞納があるというふうに書いてあります。これを我がまちには1万2,000世帯ありますから、1万2,000で割って、42名の土地所有者がいるから42倍するとざっと17万8,000円ぐらいになりますね。だから人数からすると、平均的な固定資産税の滞納額は17万8,000円程度であれば平均的な土地なんだろうというふうに思うわけです。ところがそれが10倍ありますよと。10倍もあるような、固定資産税を滞納している人が集中しているようなところにこういうことをやるんですかということになるから、相手の救済を考えたものじゃなくて、町のにぎわいを回復すると、こういうことで目的に出しているわけだから、そういう意味で倫理性が問われるということを書いたかったわけです。それで二度尋ねても返事をしないと、回答しないということですから、しょうがないので私やむを得ず法務局へ行ってまいりました。ある会社の登記簿でございます。これによると平成14年の3月1日に中小企業金融公庫から3億円、それから同じ日付ですけれども、商工組合中央金庫から分割はしていますけれども、2億9,000万円の根抵当が設定されております。知ってましたか、どれだけあるんですか。

○議長(奥本隆一君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 登記簿に掲載されている情報だというふうに感じておりますけれども、私そこまで調べてもおりません。

以上でございます。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) いや、基本的な問題で、これはその企業に対する救済策ではないのかという声も強かったわけだから、その代表取締役は借入金残高何ぼありまんのよと。金利関係はどうなっていますかと、客観的な材料を出してくださいと。そうしないと議会を説得できませんと言ったらいいですよ。別に個人の名前を出す必要ないやん。これは日本の国家が法務局へ行ったら誰でも出してくれるやつだから、僕名前一言も言ってないですよ。ちゃんと調べて対応してくれますか。

○議長(奥本隆一君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 登記簿に根抵当権として設定されている、そういった情報があつて、一企業が仮に銀行から借金をしておられる。それをもって今回の箸尾準工の事業云々という話では私はないと思います。今回箸尾準工の売却益、土地を売却された金額をもって、個人の会社の借金を返済されるのか、もしくは新しく株を買われるのか、そういった形につきましては、私は個人の自由だと考えておりますので、そこを調べることによって、今回の箸尾の準工の事業というふうに進めていくべきでは私はないと考えております。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 私も後半の答弁は同じでございます。もし売れたら町に土地

が売れたら債務整理に使うということにしようが、どこか遊びに行こうがそれは個人の勝手ですからいいですよ。ただ町がまちのにぎわいを取り戻そうという、いわば公益のためにやる事業なんだから、そういう個人的な事情を優先したのかと疑われるような状況ではないなということを確認すべきじゃないのかということを行っているわけです。でもとりにいかれたらわかりますから。言っておきますけれども、実はこの根抵当は平成24年12月14日に全部解除されています。抹消やと。だから根抵当だから借入金は何ぼかというのは出てこないんですよ。5億9,000万円の枠をとったということだからね。だけど、借りたんでしょ。返しはったんやろう。それから町は税金を滞納をしたらここにとりますね、抵当というのを設定しますわな、金払えということ、それが出ないわけですよ。ということになりますと、最初に言った答弁と全く逆のことを言いますが、この会社は借金はないんでしょね。それから税金の滞納もないんでしょね。ということになったら、企業としてちゃんと存続しているわけですよ。アップアップしているのかと思ったら、何のことはない。調べてみたらこういうこっちゃ。その上で言いますが、そうすると、町の目的は新たに企業を呼び込んで、まちのにぎわいを取り戻そうやないかというのが目的なんです。ところがA地区では、既に57%がこの会社が持っておられる土地なんです。既に企業はあるわけ。傾いているわけでもないわけ。にっちもさっちもいなくなっただけでSOSを発信したということでもないんですよ、この登記簿からいうと。じゃあ、それ以外の土地を買収して、新たな企業を呼ぶというんだしたら私はわかりますよ。既に企業がここにおるわけですよ。現実にあつて、問題なく存在しているわけですよ。税金の滞納もしていないわけですよ。そういうことになったら、この57.6%を買収するという根拠は一体どこにあるんですか。

○議長(奥本隆一君) 中川理事！

○理事(中川 保君) 今、御指摘の企業、57%とおっしゃる企業ですけれども、今事業としては操業されていない状況になっております。一部貸し倉庫に使われている部分もございますけれども、実際有効活用という部分では、使われていないと、まちのにぎわいに対して資する状況にはなっていないというふうに認識しておりますので、その部分も含めて活性化のために活用したいというふうに考えております。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 工場が動いていないということを理事言われますけれども、そうしたら逆ですよ。会社としてこれからどういうふうに活用していこうと思うのか、十分に検討して努力してくださいねというふうに言ったらしまいの話とちやいますか。何で買わなあきませんね。逆にそんな会社も含めてあんなの土地を買ってあげると、金にしてくださいやというふうに言ってるのと同じですよ。今のは語るに落ちるというやつや。

○議長(奥本隆一君) 中川理事！

○理事(中川 保君) 箸尾準工業地域というのは町の中でも非常に貴重な土地、用

途地域になっています。その部分を活用していくということについては、町としての責務かなというふうに考えています。また、以前からそこを使わずに、別の新たなところで準工業地域を設けてはどうかというような意見もございますけれども、そういう部分についても遊休の用途地域が残っているということで、そういう議論も県からはだめですよと言われてて、今ある用途地域を活用しなさいという指導を受けていますので、そういう意味で町としてはやっていきたいというふうに考えております。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 12月に土地開発公社の再設立も提案するという事になってるわけですが、土地開発公社を解散をしたときには、その歴史的役割を閉じましたと、終わりましたと、こういうことで提案があって議会もそれを了解したものでございます。けどその時点でもあの地域は準工業地帯なわけや。だからそこを活用したいと思うんだらちよっと待ってくれと。睡眠企業にしてでもええから、この土地開発公社は存続させておかなあきませんねんと。町はいろいろと難しい問題があるけれども、引き続きここをまちのにぎわいを復活させるための材料にしたいと思ってるからというんだら論理的につながるわけですよ。ずっと来ているというんだら。ところが今の時点になって急にぼこんとあらわれるわけ。既にその会社はあるわけ。もうちぐはぐちぐはぐして、説明がつかなくなっているんじゃないかと思えますね。だからそこらあたり十分に考えていただかないといかんのではないかと。

それから町が提出した資料によれば、場所にもよるんですけども、坪大体10万2,000円で平均的に買収することになっているわけですが、この売買価格というのは、業界から見るともう倍だというような話だ出てくるわけですよ。だから事業として会社としてちゃんと存続しているのに、それもA地区ですよ、57%も含めた大地主に対してですよ、あんなの土地買いますなんて、それも通常の価格の倍でということになったら、それは一体どういうことなんやと、説得が期さないんじゃないかと。もう一つの側面は、例えば農業をやっておられる方で、もう後継者もないし、それから農機具が高くてやっていけないと。この際が町が買い上げてくれるのならうれしいと。これは私は理解できるんです。だからB地区のところについては、ほとんど水田ですから、非常に低いんですね。内水被害の常襲地帯だということを町の資料でも出しているから、そこを埋立をして造成するということは、これは一定の公益性があるんじゃないかと私は思っているんですけども、A地区については、そういう意味で言うと、地域の合意も得られないという歴史的な経緯も含めて、非常にちぐはぐして、論理の一貫性がないうり方をとっておられるんじゃないかというふうに思いますが、その点どなたが言うかわからないですけども、答弁してください。

○議長(奥本隆一君) 中川理事！

○理事(中川 保君) 町長の答弁にもございましたように、平成24年から地権者の方々の要望もあって、土地の活用計画を再度スタートさせていただいていると。アンケ

一ト調査もして、皆さんが土地活用したいと、地権者の皆様がですね。そういうことで当初は町が買収するという形ではなくて、地権者の皆様に活用してください。ただ、町としては、不足している公共施設、道路や上下水道、そういったものは町が整備します。その中で地権者の皆様に道路をつけても、道路に面した方が土地利用されると、離れた土地の人が無接道で使えなくなるということにもなりますので、そういうことを防ぐために地区計画を立てて、一体的な土地利用を規制して、皆さんで土地活用していきましょう。地区計画を立てて、街区整備計画をつくって、その街区に企業を呼んでいきましょうということで話を進めさせていただいていたんですけれども、その部分でなかなか進まない。地区計画についての御理解が進まないということで事業が進まなかった。そういうことで今回町が全て買収するという形、地権者の皆様も買収してほしいという御要望もございましたので、そういう形で進めることがこの地域の活用にとって町として長々とそういう協議ばかり進めているだけでは進みませんので、町として判断してやらせていただいたということでございますので、土地開発公社、その当時は、解散した当時は、そういう考えであったということでございます。

○議長(奥本隆一君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 失礼します。

私さっき登記簿の情報を調べておらないと言いましたけれども、私は調べておりませんけれども、もちろん事業担当課におきましては、買収する予定の土地の登記簿情報等は調査しております。そういった中で仮に抵当権が入っておられたらそのまま買収というわけにはいきませんので、それはやっぱり解除した上でとなりますので、そこはきちんと担当課で調べておるという状況でございます。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 訂正をされて、それはそれで結構でございます。

益が出ても、損が出てもその土地所有者のところで清算ができるような仕組みということをやっぴりもう1回、今からでも間に合いますけれども、考え直していただくようお願いして次の質問に移ります。

元気号でございます。古寺の町営住宅はできないという答弁でございましたが、実態をよく聞いてくださいよ。住民の方がどういうふうに反応があるのか。それから質問通告書を出す時点では私はわからなかったんですが、国保中央病院に行く場合に、乗りかえをしたら行けるんだけれども、診察時間に間に合わないというんですよ。これ時刻表、ダイヤを詳しく説明、中身を分析しないとわかりませんで私きょう具体的に言えませんが、そういう声が出ています。結論としては、今回大きな改善もさせていただいたんですけれども、こういうところに金をかけるなど人をかけるなど、こういう意見も一方ではあるから、バスもふやさないし、ドライバーもふやさないという前提でしか考えることができなかつたんだということを町長言ってましたから、その限られた枠内で絵を描こうと思ったら、こちらを上げたらこっちが沈むという、こういう関係になりますので、いろいろ出

てくるんですけども、しかし細やかに対応していただく必要があるので、国保中央病院の診察問題については、中身をチェックをしていただいて、何らかの返事が欲しいんですけども、出していただけますか。

○議長(奥本隆一君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃっていただいていますように国保中央病院の診察の問題でございんですけども、これは実態としてどういう形になるかというのは、当然お調べをさせていただく必要があります。それからもう1点は、国保中央病院はやはり本町も含めました組合でやっておりますので、病院側のほうから広陵町の方が診察しやすいようにという形のバスの運行というの、やはりこれは何らかの形で町としては求める必要もあるかというふうに考えておりますので、その点につきましても、病院とは協議のほうをこれから開始してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) じゃあ、ぜひその方向で努力してください。

最後にいきます。

子供の貧困ですが、これはことしの6月12日に成立した子供の貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律というがあるので、ここで何を決めたかという、市町村に対して、貧困対策に関する計画の策定と公表の努力義務を課したと、こういうふうになっているんですね。広陵町でどないしますのよと、どういうふうに努力してくれるのか、報告しなさいということが決まったというわけです。今、被服が買えないという人の事例を1項目言いましたけれども、もう一つ言いますね。電気・ガス・水道料金の滞納経験のあるひとり親世帯、これを出しなさいと。これ37項目当たってみたら、これはえらいこっちゃというふうになるのではないかと思いますけれども、この計画、貧困対策に関する計画の策定というのは準備しているんですか。どこまで準備しているのか、教えてください。

○議長(奥本隆一君) 北橋福祉部長！

○福祉部長(北橋美智代君) 町のほうでは、今まだ計画についての本当に準備というのは、なかなかできていないような状況でございます。ただ、子供の貧困を捉えるときに、所得だけではなかなか貧困を捉えることは難しいというふうにもいろいろ考えております。あと所得だけを基準に考えるのではなくて、物理的にとといいますのか、貧困家庭であったとしても、朝食、夕食をしっかりとられている家庭もあれば、貧困とみなされないような家庭にあっても毎日の食事をきっちりととられないお子さんというのもしらっしゃるといふふうに思います。児童虐待や育児放棄などのネグレクトなど、物や経験、食事を含めて子供らしい生活が奪われているというところも貧困に当たるのではないかと、いふふうに考えております。ただ、町としては今、その子供の貧困を数値として捉える

とするならば、生活保護世帯であるとか、児童の扶養手当の受給者でありますとか、要保護、準保護児童数というところは、所得の貧困として捉えることができるとは考えておりますが、貧困の貧の部分というのは、所得というところで捉えやすい部分はあるとは思いますが、貧困の困というか、困りごとというところは今なかなか認識をさせていただくところが、数値的に認識をさせていただくのは大変難しいというふうには思っております。ただ、町として子ども・子育ての相談センターを初めとして、いろいろと子供の見守り等をさせていただく中で相談を受けさせていただく中で事例を把握させていただいて、計画というふうなところにつなげていきたいというふうには考えております。

○議長(奥本隆一君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) この法律の目的には、現行の子供の貧困対策の推進に加えて、子供の貧困の解消を明記して、将来の貧困の連鎖を断ち切ると、こういう目標を掲げているそうです。その割には、10月1日から何で消費税増税するんやと。国のやることはちぐはぐしっ放しですよ。低所得者層を直撃するわけだからその点はこれからも指摘をしますけれども、担当部局ですから調査の仕方も難しいとは思いますが、ぜひ実のある対策を立案して、広陵町で困っている子供がいないように努力をしていただきたいということを申し述べて質問を終わります。

○議長(奥本隆一君) 以上で、八尾議員の一般質問は終了いたしました。